

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

特別養護老人ホームすみれ
短期入所生活介護施設すみれ
予防介護短期入所生活介護施設すみれ

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(沖縄県指定 第 4772800035 号)

当事業所はご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
5. 苦情の受付について (契約書第21条参照) *	8
6. 衛生管理	9
7. 認知症ケア	9
8. 虐待の防止	9
9. ハラスメントへの対応	10
10. 身体拘束等の適正化について	10
11. 業務継続計画の策定について	10
12. 第三者評価実施状況	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 おもと会
(2) 法人所在地 沖縄県豊見城市字渡嘉敷150番地
(3) 電話番号 098-851-0101
(4) 代表者氏名 理事長 石井 和博
(5) 設立年月 昭和47年5月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護施設
指定介護予防短期入所生活介護施設
平成12年4月1日指定
沖縄県4772800035号
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護施設
指定介護予防短期入所生活介護施設
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護施設 すみれ
- (4) 事業所の所在地 沖縄県豊見城市字渡嘉敷150番地
- (5) 電話番号 098-851-0101
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 平良 智秀

(7) 当事業所の運営方針

- 当施設は、介護保険法による要支援1、2、介護度1～5と認定された一号保険者、二号保険者が自宅で生活が困難になった場合や家族や主介護者が病気や冠婚葬祭、身体的精神的な負担から休養が必要となった場合。
- 当施設は、老人福祉施設倫理要綱を遵守し施設運営にあたる。
- 施設運営にあたって、厚生省の策定したサービス評価基準を絶えず、チェックし、施設運営向上にあたる。

- (8) 開設年月 平成10年3月25日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
受付時間	月～土	9時～17時

- (10) 利用定員 10人

- (11) 通常の事業実施地域 豊見城市、那霸市、糸満市、他

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室ですが、他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	11室	居室の割り振りについては施設にて決定する
2人部屋	2室	同上
3人部屋	25室	同上
合計	38室	(ショートステイ10床含む)
食堂	2室	西側ホール・中央ホール
機能訓練室	1室	【主な設置機器】平行棒、ホットパック、マッサージチェア、低周波治療器、重垂滑車…
浴室	2室	一般浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はあ

りません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者的心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

(13) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

1. 食費

利用者負担段階	1日あたりの食費
第1段階	300円
第2段階	600円
第3-①段階	1,000円
第3-②段階	1,300円
第4段階	1,680円

2. 居住費

令和6年8月1日より居住費の変更がございます。

■令和6年7月31日までの料金

利用者負担段階	1日あたりの居住費 従来型個室	1日あたりの居住費 多床室
第1段階	320円	0円
第2段階	420円	370円
第3-①段階	820円	370円
第3-②段階	820円	370円
第4段階	1,171円	855円

■令和6年8月1日からの料金

利用者負担段階	1日あたりの居住費 従来型個室	1日あたりの居住費 多床室
第1段階	380円	0円
第2段階	480円	430円
第3-①段階	880円	430円
第3-②段階	880円	430円
第4段階	1,231円	915円

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金(該当利用料金×利用日数)をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1名
2. 看護・介護課長(看護師)	1	0名
3. 介護職員（レク指導員含む）	3.6	27名
4. 生活相談員	3	2名
5. 看護職員	5	3名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 理学療法士	2	1名
8. 医師	0.2	0.2名
9. 管理栄養士・栄養士	2	1名
10. 精神科医師	0.03	0.03名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師 精神科医師	毎週月・木曜日 09:00～12:00 毎月第2・4火曜日 10:00～13:00
2. 看護・介護課長	シフト制 08:30～17:30
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：07:30～16:30 5名 日中：10:00～19:00 10名 夜間：17:00～09:00 4名 22:00～07:00 1名
4. 看護・介護課長	シフト制 08:30～17:30
5. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：06:30～15:30 1名 日中：10:00～19:00 2名
6. 介護支援専門員	08:30～17:30
7. 理学療法士	08:30～17:30
8. 管理栄養士・栄養士	08:30～17:30
9. レクリエーション担当	08:00～17:00

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食：08：00～09：00 昼食：12：00～13：00
夕食：18：00～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④レクリエーション指導

- ・レクリエーション指導員により、寝たきり防止や日常生活を送るのに必要な維持又はその減退を防止するための活動、及び生きがい活動を実施します。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

個室・多床室

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
看護体制加算Ⅰ					4円／日		
看護体制加算Ⅱ					8円／日		
夜勤職員配置加算Ⅲ					15円／日		
機能訓練体制加算				12円／日			
サービス提供体制加算				18円／日			
生産性向上推進体制加算				10円／月			
送迎加算			184円／回				
個別機能訓練加算				56円／回			
個室料(個室使用時のみ)				500円／日			

介護職員処遇改善加算

令和6年6月1日より介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の加算率が変更となります。

■令和6年5月31日まで

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(基本料金+加算) × 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(基本料金+加算) × 2.7%
ベースアップ等支援加算	(基本料金+加算) × 1.6%

■令和6年6月1日

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(基本料金+加算) × 14.0%
----------------	-------------------

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

(注：ただし、短期入所への振り替え制度を実施している市町村においては、支給限度額の範囲内であれば償還払いとなる旨明記)

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,200円

〔美容サービス〕

月4回、美容師の出張による美容サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,200円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

ア. 窓口での現金支払（受付日：月曜日～金曜日の間）

イ. 下記指定口座への振り込み

沖縄銀行 本店営業部 普通預金 2132659

口座名義 社会福祉法人おもと会 特別養護老人ホームすみれ

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし、ご利用できる金融機関：7カ所

沖縄銀行・琉球銀行・海邦銀行・農協・郵便局・信用金庫・労働金庫

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出でください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）*

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）城田 紘行

[職名] 介護科長

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

09:00～17:00

電話番号 098-851-0101

お気軽にお声掛け下さい。尚、苦情受付ボックスは1階及び3階に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

豊見城市 社会福祉課 介護長寿係	所在地 豊見城市宜保一丁目1番地1 電話番号・850-0141 FAX・856-7046 受付時間 08:30～17:00
国民健康保険団体連合会 介護苦情相談	所在地 那覇市西3丁目14番18号 電話番号・860-9026 FAX・860-9026(電話・FAX兼用) 受付時間 08:30～17:00
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1号 電話番号・882-5704 FAX・882-5714 受付時間 08:30～17:00

6. 衛生管理

- (1) 施設は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとします。
- (2) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- ① 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図します。
- ② 施設における感染症の予防及び、まん延の防止のための指針を整備し、従業者に対し、感染症の予防及び、まん延の防止のための研修、訓練を定期的に実施します。

7. 認知症ケア

施設は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みを行うものとします。

- (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、養護者に情報提供し、共に総合的なアセスメントを踏まえ本人の自由意志を尊重したケア（パーソン・センタード・ケア）を実践します。
- (2) 利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行ないます。
- (3) 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、多職種協働によるよりよいケアの提供に貢献します。
- (4) 「認知症は進行していく疾患」であることを踏まえ、専門性と資質向上を目的とした定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得します。
- (5) 認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じます。（医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象として）

8. 虐待の防止

施設は、当該施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	施設長 平良 智秀
-------------	-----------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うもの）を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などをを行い、その結果を従業者に周知徹底を図します。
- (4) 業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。

9. ハラスメントへの対応

介護サービスの円滑な利用を目指し、当施設ではハラスメント対策を実施しています。

(1) 身体的暴力

身体への攻撃をもって、危害を及ぼす行為。

(2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。

(3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

上記のような職員へのハラスメントは、固くお断りします。 ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。 事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

10. 身体拘束等の適正化について

施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

11. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対するサービスの提供を継続的に実施又は、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の具体的な計画を策定し、必要な措置を講じます。非常災害に備えるため、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

12. 第三者評価実施状況

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

令和 年 月 日

指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護施設すみれ（特別養護老人ホームすみれ）

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建（3階部分）

(2) 建物の延べ床面積 4,457.764 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【認知症対応型通所介護】 平成12年4月1日指定 沖縄県4772800035号定員10名

【福祉用具貸与】 平成12年4月1日指定 沖縄県4772800035号

(4) 事業所の周辺環境

公園の中の施設である事を意識し、自然を大事にしながら内外一体感に配慮し、いたるところに美術品を展示し、いながらにして感性豊かになり、やすらぎが得られることや、館内から車椅子のまま庭園の花園に出たり、自然林の中の遊歩道に出かけたり、楽しみながら屋外散策が出来、オゾンたっぷりの木の香り、花の香りを満喫しながら心身のリフレッシュをはかる。更に、数カ所設けた瞑想の庭で、ひとときを瞑想することにより右脳の働きを活発にし、心身に活力をあたえるよう考慮しています。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

看護・介護職員・・日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の看護・介護職員を配置しています。

生活相談員・・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

3名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

レクリエーション担当・・レクリエーション活動を通じて生き甲斐、生活のメリハリ、寝たきり防止をはかります。1名職員を配置しています。(介護職兼務)

管理栄養士・・利用者の年齢、心身の状況により適切な栄養量及び内容の食事の提供を行います。

機能訓練指導員・理学療法士等の専門職を配置しています。

介護支援専門員・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています。

医 師・・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
2名の医師（内科・精神科）を配置しています。（嘱託）

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更します。

④短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

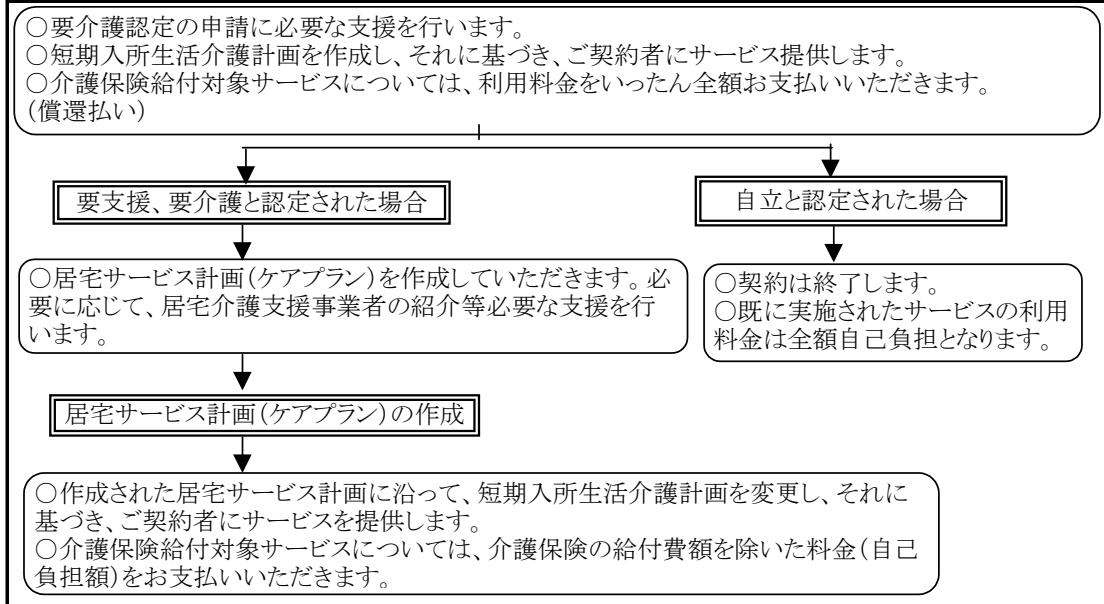
①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者的心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限*

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

犬、猫、小鳥、電熱器、包丁、タンス、テレビ、その他危険物等

(2) 面会

面会時間 08:00～20:45

※来訪者は、必ずその都度面会受付簿に記入事項をお書き下さい。

※なお、来訪される場合、食事の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙……敷地内での喫煙はできません。

(7) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、係りつけ医に受診して頂きます。

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが○か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合